

決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 大阪府

(氏 名) A

上記被審人に対する平成30年度(判)第24号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官山下真、審判官美濃口真琴、同中馬慎子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金273万円
- (2) 課徴金の納付期限 2019年6月19日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成31年4月18日

金融庁長官 遠藤 俊英

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第14号に該当

被審人は、東京証券取引所市場第二部に上場されているダイベア株式会社（以下「ダイベア」という。）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成29年9月22日午後2時50分頃から同年10月19日午後3時頃までの間、19取引日にわたり、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、B証券株式会社、C証券株式会社及びD証券株式会社を介し、直前の約定値より高指値の売り注文と買い注文を対当させて株価を引き上げるなどの方法により、同株式の株式併合前（平成29年10月1日付けで2株を1株に併合、実務上の効力発生日は同年9月27日）である平成29年9月22日午後2時50分頃から同月26日までの間、同株式合計2万株（株式併合後1万株）を買い付ける一方、同株式合計2万7000株（株式併合後1万3500株）を売り付け、同株式の株式併合後である平成29年9月27日から同年10月19日午後3時頃までの間、同株式合計3万2900株を買い付ける一方、同株式合計3万400株を売り付け、もって、自己の計算において、ダイベア株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買を行ったものである。

2 法令の適用

法第174条の2第1項、第8項、第176条第2項、第159条第2項第1号、金融商品取引法施行令第33条の13第1号

3 課徴金の計算の基礎

別表に掲げる事実につき

- (1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、株式併合前に売り付けた27,000株（株式併合後13,500株）と株式併合後に売り付けた30,400株を合計した57,400株（株式併合後43,900株）であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量である株式併合前に買い付けた20,000株（株式併合後10,000株）と株式併合後に買い付けた32,900株を合計した52,900株（株式併合後42,900株）に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（405円）で買付け等を自己の計算におい

てしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量
42,000株（株式併合後21,000株）を加えた94,900株（株式併合後63,900株）
であることから、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（株式併合前に売り付けた
27,000株（株式併合後13,500株）と株式併合後に売り付けた30,400株を合計
した売付け等の数量57,400株（株式併合後43,900株）、違反行為の開始時に
所有していた42,000株（株式併合後21,000株）と株式併合前に買い付けた
20,000株（株式併合後10,000株）と株式併合後に買い付けた32,900株のうち
12,900株を合計した買付け等の数量74,900株（株式併合後43,900株）に係
るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己
の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（405円×1,000株+407円×1,000株+420円×1,000株+422円×8,000株
+423円×3,000株+425円×1,000株+426円×5,000株+431円×7,000株
+805円×100株+814円×100株+820円×400株+822円×600株
+823円×200株+824円×200株+825円×500株+826円×1,100株
+827円×500株+828円×300株+830円×1,400株+832円×600株
+833円×300株+834円×300株+835円×800株+836円×1,500株
+837円×700株+838円×700株+839円×100株+840円×1,700株
+841円×300株+842円×300株+843円×1,600株+844円×700株
+845円×600株+846円×7,500株+847円×1,600株+848円×1,200株
+849円×1,100株+850円×800株+851円×200株+852円×200株
+853円×600株+854円×500株+856円×200株+857円×300株
+858円×600株）

－（404円×1,000株+405円×43,000株+410円×1,000株+418円×1,000株
+420円×1,000株+421円×2,000株+422円×7,000株+423円×4,000株
+425円×2,000株+800円×100株+810円×200株+814円×100株
+815円×300株+816円×300株+817円×100株+818円×700株
+819円×300株+820円×800株+821円×300株+822円×900株
+823円×700株+824円×800株+825円×800株+826円×300株
+827円×400株+828円×500株+829円×100株+830円×400株
+831円×300株+832円×400株+833円×400株+834円×300株
+835円×600株+836円×500株+837円×400株+838円×600株
+839円×300株+840円×600株+841円×100株+842円×200株
+844円×100株）

= 940,600円

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量 94,900 株（株式併合後 63,900 株）が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量 57,400 株（株式併合後 43,900 株）を超えていることから、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第 67 条の 19 又は第 130 条に規定する最高の価格のうち最も高い価格（931 円）に当該超える数量 20,000 株（買付け等の数量 63,900 株－売付け等の数量 43,900 株（いずれも株式併合後））を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

（931 円×20,000 株）

－（822 円×100 株＋823 円×200 株＋824 円×200 株＋825 円×600 株
＋826 円×600 株＋827 円×600 株＋828 円×600 株＋829 円×100 株
＋830 円×400 株＋831 円×200 株＋832 円×700 株＋833 円×500 株
＋834 円×1,200 株＋835 円×1,300 株＋836 円×1,000 株＋837 円×300 株
＋838 円×500 株＋839 円×100 株＋840 円×100 株＋841 円×100 株
＋842 円×300 株＋843 円×300 株＋844 円×300 株＋845 円×500 株
＋846 円×300 株＋847 円×1,200 株＋848 円×1,700 株＋849 円×1,100 株
＋850 円×600 株＋851 円×500 株＋852 円×500 株＋853 円×1,300 株
＋854 円×900 株＋855 円×700 株＋856 円×300 株＋857 円×100 株）

＝1,793,500 円

の合計額 2,734,100 円となる。

(2) 法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、2,730,000 円となる。

(別 表)

違反行為状況

ダイバア株式会社(東2:6478)

(単位:株)

	取引年月日	証券会社	売買株数	
			売付	買付
株式併合前	平成29年9月22日 午後2時50分22秒～	B証券株式会社	1,000	1,000
		C証券株式会社	1,000	3,000
		D証券株式会社	0	0
	平成29年9月25日	B証券株式会社	12,000	1,000
		C証券株式会社	6,000	7,000
		D証券株式会社	0	0
	平成29年9月26日	B証券株式会社	3,000	5,000
		C証券株式会社	4,000	3,000
		D証券株式会社	0	0
	合計①			27,000
株式併合比率反映後株数②=①÷2			13,500	10,000
株式併合後	平成29年9月27日	B証券株式会社	600	4,000
		C証券株式会社	1,200	1,800
		D証券株式会社	0	0
	平成29年9月28日	B証券株式会社	8,500	3,800
		C証券株式会社	800	600
		D証券株式会社	0	0
	平成29年9月29日	B証券株式会社	0	0
		C証券株式会社	0	0
		D証券株式会社	0	0
	平成29年10月2日	B証券株式会社	700	1,400
		C証券株式会社	400	800
		D証券株式会社	0	0
	平成29年10月3日	B証券株式会社	1,000	1,800
		C証券株式会社	600	1,100
		D証券株式会社	0	0
平成29年10月4日	B証券株式会社	1,100	1,700	
	C証券株式会社	200	1,300	
	D証券株式会社	0	0	

ダイバア株式会社(東2:6478)

(単位:株)

	取引年月日	証券会社	売買株数	
			売付	買付
株式併合後	平成29年10月5日	B証券株式会社	0	2,200
		C証券株式会社	1,200	0
		D証券株式会社	0	0
	平成29年10月6日	B証券株式会社	0	100
		C証券株式会社	0	0
		D証券株式会社	0	0
	平成29年10月10日	B証券株式会社	0	0
		C証券株式会社	0	0
		D証券株式会社	0	0
	平成29年10月11日	B証券株式会社	400	1,500
		C証券株式会社	300	0
		D証券株式会社	0	0
	平成29年10月12日	B証券株式会社	0	300
		C証券株式会社	900	0
		D証券株式会社	0	0
	平成29年10月13日	B証券株式会社	1,600	1,800
		C証券株式会社	900	0
		D証券株式会社	0	0
	平成29年10月16日	B証券株式会社	5,300	1,000
		C証券株式会社	400	0
D証券株式会社		0	0	
平成29年10月17日	B証券株式会社	100	800	
	C証券株式会社	500	0	
	D証券株式会社	0	0	
平成29年10月18日	B証券株式会社	1,200	3,800	
	C証券株式会社	700	0	
	D証券株式会社	0	0	
平成29年10月19日	B証券株式会社	1,800	2,400	
	C証券株式会社	0	0	
	D証券株式会社	0	700	
	合計③		30,400	32,900
	総合計②+③		43,900	42,900